

第 2 1 号議案

加東市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件

加東市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

加東市下水道事業受益者負担金条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| (公示送達)<br>第 1 4 条 [略]<br>2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を加東市公告式条例（平成 1 8 年加東 | (公示送達)<br>第 1 4 条 [略]<br>2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び市長がその書類を保管し、いつ |

|  |  |
|--|--|
| <p>市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う。</u></p> <p>3 前項の場合においては、<u>掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなす。</u></p> | <p>でも送達を受けるべき者に交付する旨<u>(以下この項において「公示事項」という。)を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を加東市公告式条例(平成18年加東市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。</u></u></p> <p>3 前項の場合においては、<u>同項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなす。</u></p> |
|--|--|

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

## 第21号議案 要旨

### 加東市下水道事業受益者負担金条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

公示送達における公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

公示事項についてインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることについて規定すること。（第14条関係）

#### 3 施行期日

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日